

第12回教育委員会会議

1 日時 平成30年5月29日 火曜日 午後3時30分～午後4時30分

2 場所 大阪市役所屋上会議室

3 出席者

山本 晋次 教育長

林 園美 教育長職務代理人

森末 尚孝 委員

巽 樹理 委員

内藤 和彦 教育次長

林田 潔 都島区長兼区担当教育次長

大継 章嘉 教育監

金谷 一郎 顧問

多田 勝哉 総務部長

水口 裕輝 指導部長

柘原 康友 高等学校教育担当課長

寺本 圭一 次席指導主事

井上 省三 教務部長

窪田 信也 教職員服務・監察担当課長

眞野 麻美 教職員服務・監察担当課長代理

山野 敏和 総務課長

川本 祥生 教育政策課長

橋本 洋祐 教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

(1) 林職務代理人より開会を宣告

(2) 林職務代理者より会議録署名者に森末委員を指名

(3) 議題

議案第54号 大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問について

議案第55号 デザイン教育研究所の今後の運営方針について

議案第56号 大阪市教育委員会会議規則の一部を改正する規則案

議案第57号 大阪市教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則案

議案第58号 大阪市教育委員会教育長専決規則の一部を改正する規則案

議案第59号 職員の人事について

なお、議案第59号については会議規則第6条第1項第2号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

議案第54号「大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問について」を上程。

水口指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

平成31年度使用中学校教科用図書について、新たに咲くやこの花中学校及び水都国際中学校を含む、市立中学校の「特別の教科 道徳」及び水都国際中学校の「特別の教科 道徳」以外の全教科の教科用図書の採択を行う必要があり、選定委員会へ諮問する。今年度は選定委員会から教育委員会へ4種の答申が提出されることになる。

「特別の教科 道徳」の答申を作成する際の観点として、大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会においては、教育基本法、学校教育法、学習指導要領、大阪市教育行政基本条例、大阪市立学校活性化条例及び大阪市教育振興基本計画に示された基本的な目標に基づいて調査研究を行うとともに、各教科用図書の特にすぐれている点や特に工夫、配慮を要する点を明確にするなど、採択権者である教育委員会の判断に資する答申となるように努めることとしている。

水都国際中学校の「特別の教科 道徳」以外の全教科の教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第6条により、平成28年度使用教科用図書の答申を踏まえつつ、水都国際中学校の特色を考慮して新たに答申資料を作成することとしている。

昨年3月の外部監察チームの報告書の内容、あるいは市会での議論を踏まえ、教育委員会会議の場で議論いただき、改善をした①倫理規程、②オープンな場での議論、③現場の

声を聞くこと、④更新をわかりやすくすること、⑤アンケートの改善、の5つの運用面の改善を十分に踏襲して、市民や関係者の理解を得られるよう、教育委員会の判断と責任において公正かつ適正な教科書採択に努めてまいります。

質疑の概要は次のとおりである。

【異委員】 昨年の反省点を踏まえた今回の改善点はありますか。また、選定委員のメンバーは昨年度と同様なのか、どのような基準で選抜されているのか教えてください。

【水口部長】 昨年から今年にかけての変化は基本的にありません。一昨年から昨年にかけての変化としましては、アンケートの内容やオープンな議論について、昨年度に教育委員会会議でも議論いただきながら改善を行っており、今年度はその改善点を踏襲しています。選定委員は合計16名で、大学教授2人、保護者、PTA関係者、校長先生、教育センター、こども・教育部会の副会長の区長に来ていただく形で設置しています。

【異委員】 前回と同様のメンバーなのですか。

【水口部長】 基本的には昨年の小学校と同じ構成としていますが、メンバーは中学校と小学校とで異なります。

【林委員】 小学校は本来、今年度が教科書採択の年ですが、学習指導要領の変更に伴い1年延長するというご説明だったと思います。これは妥当な判断かと思います。

今年度、特徴的なのは水都国際中学校で、特徴も特性も持った学校だと認識しています。教育委員会事務局内に設置する開設準備委員会の構成員はどういうメンバーですか。

【大西首席】 5月1日付で開設準備委員会を立ち上げています。事務局内のメンバーは教育政策課企画担当課長、首席指導主事、中学校教育担当課長、高等学校教育担当課長としており、オブザーバーとして大阪YMCAの理事の5人で構成しています。

【林委員】 基本的には学習指導要領に則るとは思いますが、中学校はともかく、高校は特に普通の学校とは違う教育を行うと思いますので、授業で使われる教科書は非常に重要だと思いますし、その教科書がほんとうに適切なものか、カリキュラムデザインなどを見せていただいた上で判断しなくてはいけないと思います。中身についてはYMCAの意向も反映されていくものと思います。どのような授業デザインをしていて、それに対してこういう教科書を使うという、私たちが理解できて納得できるような答申にさせていただきたいと思いますので、よろしく願います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第55号「デザイン教育研究所の今後の運営方針について」を上程。

水口指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

デザイン教育研究所は、工芸高校の継続教育機関として昭和63年に設置された産業デザインに関する2年制の専修学校である。過去5年間の平均就職内定率は85.7%で内定者の96%がデザイン関連企業に進むなど、デザイン界に有為な人材を輩出している一方、平成30年度の在籍者数は90名の定員に対して64名と定員を下回っており、過去5年間の平均志願倍率も0.85倍と、平成26年度以降、ほぼ募集定員を下回る状況が続いている。また、平成28年度の運営収支では、歳出が歳入を上回っている状況であり、約5,800万円の市負担金額が生じている。

同研究所は、平成22年8月に本市の事業仕分けの結果、民営化と判定された。平成27年度には有識者を含めたあり方検討会議並びにマーケットサウンディングを実施するなど、民営化に向けた取り組みを行ったが、希望する事業者がなかったため、平成29年1月に民営化の実現は困難であると判断した。

現在の教育委員会会議での決定内容は、平成30年度入学者については本市直営で募集し、同学年の2年次についても本市直営を継続する。平成31年度以降の入学者については、これまで指摘されてきた課題である受益と負担の適正化等をはじめ、平成30年度以降入学者選抜の志願状況を踏まえて検討するというものである。

同研究所の運営改善に向けたこれまでの取り組みとしては、課題とされてきた受益と負担の適正化について、授業料等の改定による歳入の増加や、教員数の減による歳出の削減を図っている。

平成30年度入学者選抜の志願状況等について、昨年11月に行われた入学者選抜では募集定員45名に対し志願者数は27名と定員を下回り、本年3月の補充入学者選抜においても志願者は3名であった。うち4名が入学を辞退したので、今年度の入学者は26名である。

運営方針策定に向けた考え方について平成28年4月に示された民営化方針に基づき検討した結果、民営化を断念したことから、今後はこれまで指摘されてきた課題に対応した上で、本市直営の専修学校として運営することとする。

今後の対応として、志願者確保に向けた取り組みとして、デザイン系の学科などを設置する高校の教員を対象に説明会を実施し、同研究所に対する理解を深めていただくこと、同研究所の卒業生であり、社会で活躍されている方を講師として招いて、デザイン教育研

研究所などで講演会を実施することなどを考えている。

受益と負担の適正化については、今後、複数年にわたり安定的に定員が確保できることなど、一定のニーズを確認した上で授業料の値上げを検討してまいる。

これらの対策にもかかわらず、平成31年度以降の入学者選抜において3年連続で志願者が募集定員を下回った場合には、その翌年度以降の入学者の募集停止について検討することとする。

なお、同研究所の教育内容は一定評価すべきものであることから、募集を停止する場合は、その教育内容を継続する方策についてもあわせて検討することとする。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 志願者数等の推移を見ますと、平成28年度、平成29年度、平成30年度と、既に3ヶ年度は志願倍率が1を割っている状況です。今回の議案で、さらに平成31年度から3年連続で下回った場合は募集停止を検討するというのであれば、結果的に6年連続下回った場合ということになるのですか。

【水口部長】 結果的にはそういうことです。

【森末委員】 この3年連続というのは、何か基準となる考え方があるのですか。

【水口部長】 大阪府立の高校において、3年連続募集定員が下回った場合に廃校を検討するとされている考え方と合わせていくことを、現時点は考えています。また、平成22年以降、来年どうなるのか、募集があるのかないのかを、十分に教育委員会事務局から志願者に対して言い切れていなかったことがありましたので、今後3年は継続しますということを伝えた上で、もう一度志願者数の回復を待ってみるという意図も含めています。

【森末委員】 大阪府の基準の場合、0.99などぎりぎり基準を満たしていない場合もあると思いますが、それは大阪府の基準ではそれを考慮せずに、3年連続、1を割れば廃校を検討するということですか。

【柘原課長】 はい。大阪府の基準では、廃校という言葉を使わず、再編整備の対象とするという表現をしています。

【森末委員】 大阪府の基準をそのまま持ってくる必要はないにしても、もう既に平成28年度から3年間下回っている状況がある中で、さらに3年間を見ながら検討するということですね。わかりました。

【林委員】 デザイン研究所に関しては、これまで紆余曲折を経てきた実態があります。

特に平成29年度から平成30年度の募集人員が減ったのは、この学校が存続するのかが明確に打ち出されていなかったため、学校を選べないという生徒も多かったのではないかと思います。

今回、きちんと基準を出すということですが、やはり先が見えない状態での教育活動というのは先に向かっての展望もないですし、なかなか難しかったと思います。今後努力をして頑張れば存続する可能性もあると思いますので、どういう学校にしていくのかしっかりと現場で考えていただいて、魅力のある学校にしていきたいと思います。

存続するかどうかの議論のときに、税金を有効に使えていないという議論になったと思いますが、そこは解消されていません。たくさんの生徒に来てもらうためには、この2年間の教育でどういう人材を育てられるのかが求められると思います。大阪市立のデザイン教育研究所でしかできない教育、この2年間でこういう人材をつくるというものを明確に打ち出して、一から考える機会をもらったと思って、やっていただきたいと思います。

志願者確保に向けた取り組みをいろいろ挙げていますが、世界で学びたい子どもたちに向けて発信するには、それなりの発信の仕方があると思います。知恵を絞っていただいて、うまく打ち出して、アピールしていただきたいと思います。前向きにやっていただきたいと思います。

【異委員】 非常に特徴がある研究所ですので、大阪の強みとしてデザイン研究所の価値を生み出せれば、私は個人的には、少々の負担があっても継続を支援するべきと思っています。今後3年連続で志願者が募集定員を下回った場合ということですが、市として予算を含めて何か支援対策はあるのですか。学校任せにするのではなく、やはり人、物、金も必要になってくる気がします。

【柘原課長】 これまでのデザイン教育研究所の存続についての議論の中で、受益と負担の課題が非常に大きいというご指摘をいただいており、今後の新たな予算立ては少々困難と考えています。広報活動をデザイン教育研究所と教育委員会が一緒になって行い、まずは志願者をしっかりと確保させていただきたいと考えています。今後の運営方針として、市直営で行うことをしっかりと打ち出した上で、これまでのような不安定な募集形態ではない状態でしっかりとアピールをしていながら、志願者の確保に努めて、今後の研究所の運営につなげていきたいと思っています。

【異委員】 保護者や地域の方からすれば、存続再編の対象といった内容が打ち出されればマイナスイメージで志願者がなかなか増えないと思いますので、しっかりと市が直営

でということを全面的に押し出して、支援をしっかりとっていただきたいと思います。

【林委員】 どういうところに就職して、どういう仕事ができるのかが具体的に見えないと、なかなか生徒は集まってこない気がします。成功事例などを挙げていただいて、具体的に、こういうところに就職して、こういう仕事ができるというところをイメージできるようなアピールをぜひとも高校に向けてしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第56号「大阪市教育委員会の会議規則の一部を改正する規則案」、議案第57号「大阪市教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則案」及び議案第58号「大阪市教育委員会教育長専決規則の一部を改正する規則案」を一括して上程。

多田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

改正の趣旨について説明する。この間の市会での議論などを踏まえ、教育委員会での議論がより透明性が高く有意義なものとなるよう、これまで非公式に運用されてきた教育委員協議会を見直すとともに、より現場の状況を踏まえた施策を展開できるよう学校現場との意見交換の機会を増やし、教育施策の大綱など、より重要な議論に時間を費やすことができるように会議の運用の効率化を進めるものである。

具体的な変更内容について説明する。教育委員会会議の開催を当面月1回から2回とし、これまで会議開催週の前の週に行ってきた教育委員協議会は原則として実施しないこととする。また、委員の皆様のご意見も踏まえ、より政策的な議論を教育委員会会議において行うことができるよう、これまでの議案、報告に加えて「協議題」を会議の案件として新設する。「協議題」は、教育委員会の権限に属する事務、そのほか教育行政に関する事項について、今後の事務の執行や今後の方向性などを確認するために行うものとし、「協議題」において確認された方向については、教育長及び委員はその内容を尊重するものとする。

「協議題」は、議案、報告と同様、会議の案件として事前に告示をし、会議の冒頭に公開非公開の決定を行い、議事録にその内容を記載するものとする。

これまで実施してきた非公式の教育委員協議会は、議論や意思決定をする場でないことを再確認し、原則として実施しないこととする。事務局的な各種報告、説明などや委員同士の意見交換は、教育委員会会議終了後の時間を利用して、連絡会として実施する。

委員の会議に向けた研究活動については、これまで委員の皆様からいただいたご意見を

踏まえ、教育委員会会議、視察などの活動だけでなく、個々の委員の会議に向けた事前の研究、検討活動を委員の業務として制度化することとする。具体的には、教育長から委員に対して会議資料などの事前の検討、研究依頼を行い、委員からも検討日時、場所などを明記した報告書の提出があり、報告書や会議の議論などにおいて成果が確認できた場合、勤務実績簿に記載して、委員の業務として報酬を支給する対象とする。

また、より重要な案件に議論の時間を割り振れるように、専決規則上付議の必要がないものや、会議において議論の余地が少ないものなどについて案件を精査する。具体的にはステップアップ研修の継続などに関する議案、法令または条例等の制度改廃に伴う字句等の軽易な規則改正に関する議案など、専決規則上付議の必要のないもの、議論の余地が少ないものは、会議に付議しない扱いとする。

以上の会議運営の変更を行うため、必要な3本の規則改正を行う。施行期日は平成30年6月1日とする。

質疑の概要は次のとおりである。

【林委員】 今回の改正は我々のほうからお願いをしたわけですが、教育委員会はいろいろなことを決めていく執行機関ですが、どういう経緯で結論に至ったのかということが外からは見えにくかったと思います。特に協議会が公開でないことについては、ざっくりばらんな意見交換を積み重ねた上で最終的な結論に至るというメリットもあったとは思いますが、こういう形で一定透明性を高めて、どういう議論を経て結論が導かれたかということが公開の場でわかりやすくなることは、よいことだと思います。

議論をしようと思えば、バックグラウンドや細かい具体的なことがわかっていないと、なかなか適正な議論は難しいと思います。教育委員というのは、違う分野での専門性を持った方が集まってきて議論をする場ですので、事務局からは、わかっていない前提の上で、きちんと説明を事前にしていただかないと、公開の場で適切な議論ができないと思います。この形になれば、月に1回から2回という2時間という時間の中で物事を決めていくことになりますので、下準備が必要になってくると思います。そのあたりの配慮についてお願いしたいと思います。

今回の改正の一つに、委員から協議題を発議できるということがあります。委員自身も勉強会に出たり現場を見たりしながら、こういう発議をしたいと思うこともあると思います。それに対してきちんと形をつくっていただいたことにはよかったと思いますので、ま

たそれを利用して、よりよい大阪市の教育行政のために活動ができればと思っています。

【山本教育長】 議論を重ねてきた結果ですので、多くの方に具体的にどんな議論がなされてきたかを知っていただきながら、また、議論を深める中でいい方向性を見つけるために力を合わせてやってまいりますので、よろしくお願いします。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第59号「職員の人事について」を上程。

井上教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は中学校での建造物侵入に関する懲戒処分案件である。地方公務員法第29条による処分として、中学校教諭に対し、停職一月とする。

本件の概要は、2回、当該教諭が同校の女子トイレに侵入し、自身のスマートフォンの動画撮影機能をオンにして、全体を雑巾で隠し、女子トイレに設置したものである。設置の理由は、当該教諭が顧問を務める同校の女子バスケットボール部の部員らがトイレ内で行う会話を録音するためとしており、動画撮影機能を使用しているものの、いわゆる盗撮行為ではない。

大阪市職員基本条例第28条別表には盗聴や建造物侵入に該当する項目はないので、外形的に性的言動ともとれる行為により、生徒らに対し不安または不快感を与えた点、また、逮捕が報道されたことで本市教育行政に対する信用を著しく失墜させた点が類似しているとして、別表の37項「教職員が児童等または保護者等に対して性的言動を行うことにより、児童等に著しく不安または不快感を与え、本市の教育行政に対する信用を著しく失墜させること」に準じて、量定を検討した。同項は量定が免職とされているが、当該教諭の行為が性的言動そのものではないこと、すぐに建造物侵入で罰金10万円の略式命令を受けていること等を総合的に判断して、停職一月が相当であると考えた。

なお、当該教諭は退職の意向を示しており、発令と同時に同日付での退職を認める方向で考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 量定の考え方をもう少し詳しく説明していただけますか。

【窪田課長】 職員基本条例では、わいせつ行為についての規定があり、当該教諭の行為がわいせつ行為に該当するかをまず検討しました。本人が性的目的はないと言っている

ことと、客観的にみてスマートフォンに雑巾をかけていたということから、判断が非常に難しいところでしたが、わいせつ行為でなく性的言動としました。性的言動かどうかという点については、生徒からすると、女子トイレに仕掛けられたということは性的な羞恥を芽生えさせる行為であるため、性的言動であるという判断をしました。

【森末委員】 この仕掛けた携帯電話に画像は映っていなかったということですか。

【井上部長】 はい、画像は入っていませんでした。後から確認をしていますが、音声も入っていませんでした。

【森末委員】 結果的には撮れていなかったということですか。

【井上部長】 はい。そもそもこの行為は、別の事案の対応のために当該教諭がクラブ活動にほぼ行けなくなっていた中で、クラブの生徒からよそよそしくされ、自分の悪口を言っているのではないかというような思いが強くなって、彼女らが練習前にトイレに集まるところを、トイレを2つ閉めて待ち時間をつくれれば会話が聞けるのではないかという目的でやっていますので、理屈は立つものと考えています。

【森末委員】 普通であればわいせつ目的でないかとは思いますが、今回についてはそこまで言い切るのは難しだろうと思います。加えて、検察の略式命令で罰金になっている点からも、わいせつでは構成要件を捉えていないと思われますので、準ずるところとしては、36項の「教職員が児童等または保護者等に対し性的言動を行うこと」に当たるのが一番近いだろうという判断ですね。

【窪田課長】 はい。

【林委員】 彼は4月からはどういう勤務をしていますか。

【井上部長】 4月9日に釈放されるまでの間は勾留されており、それ以降は自宅で待機です。

【林委員】 例えば悪口なり、何なりが録音できていたとして、それを聞くことによって本人は何を考えていたのですか。

【井上部長】 単純に、よそよそしくされるようになっていったので、自分のことをどんなふうに思っているのか聞きたかったと、それしか本人は言っていません。

【林委員】 部活動の指導には、毎日に行けなくても、たまには指導に行くことはありましたか。

【井上部長】 かなり回数的には減っていたと聞いています。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 山本教育長より閉会を宣告